



## 市川レポート

## 東証の市場改革アップデート（2021年2月）

- 東証は昨年12月、新たな3市場への上場制度や、TOPIX等の見直しに関するプランを公表した。
- 新市場選択の手続きや上場維持基準に関する経過措置のほか、TOPIXの新ルールも示された。
- 流通株式時価総額に関しTOPIX退出基準も設定、第三次制度改正事項は春以降に公表へ。

## 東証は昨年12月、新たな3市場への上場制度や、TOPIX等の見直しに関するプランを公表した

2020年7月31日付レポート「東証の市場改革～現時点でのアップデート」では、東京証券取引所（以下、東証）が2018年から着手している市場改革の進捗を解説しました。その後、東証は2020年12月25日、「市場区分の見直しに向けた上場制度の整備について（第二次制度改正事項）」および「TOPIX（東証株価指数）等の見直しについて」を公表しました。今回のレポートでは、それぞれのポイントを確認します。

まず、第二次制度改正事項では、現行の「市場第一部」、「市場第二部」、「マザーズ」、「ジャスダック」の4市場区分が、「プライム」、「スタンダード」、「グロース」の3市場区分へ移行する時期は、2022年4月4日であることが明示されました。また、上場にあたっての厳格な審査基準を設け（図表1）、市場で実際に売買できる「流通株式」を重視する観点から、流通株式の定義を見直す方針が示されました。

【図表1：新市場の主な上場基準案】

項目	プライム市場	スタンダード市場	グロース市場	
流動性	株主数	800人以上	400人以上	150人以上
	流通株式数	20,000単位以上	2,000単位以上	1,000単位以上
	流通株式時価総額	100億円以上	10億円以上	5億円以上
	時価総額	250億円以上	-	-
コーポレート・ガバナンス	流通株式比率	35%以上	25%以上	25%以上
経営成績 財政状態	経営成績	最近2年間における経常利益が25億円以上	最近1年間における経常利益が1億円以上	-
		最近1年間の売上高が100億円以上かつ上場日における時価総額が1,000億円以上		
財政状態	純資産が50億円以上	純資産が正	-	

（注）流動性とコーポレート・ガバナンスの各項目およびスタンダード市場の財政状態は上場時見込み。プライム市場の経営成績は、2つのうちいずれかを満たすことが要件。

（出所）日本取引所グループの資料を基に三井住友DSアセットマネジメント作成

【図表2：TOPIX等の見直し案】

取り扱い	指数名	時期
継続	TOPIX、TOPIXサブインデックス、東証REIT指数など。	-
新設	東証プライム市場指数、東証スタンダード市場指数、東証グロース市場指数など。	2022年4月4日。
廃止	東証第二部株価指数、ジャスダック指数など。	2022年4月4日。
廃止	東証マザーズ指数、東証マザーズCore指数など。	2023年4月3日。

（出所）日本取引所グループの資料を基に三井住友DSアセットマネジメント作成



## 新市場選択の手続きや上場維持基準に関する経過措置のほか、TOPIXの新ルールも示された

上場企業は、2021年9月1日から12月30日までの間に、プライム、スタンダード、グロースのいずれかの市場区分を選択して東証に申請し、東証は申請を踏まえて新市場区分を決定する流れとなります。また、上場維持基準に関する経過措置として、別途定めた移行区分（市場第一部からプライム市場もしくはスタンダード市場への移行など）に該当する上場企業には、当分の間、緩和した上場維持基準が適用されます。

次に、TOPIX（東証株価指数）等の見直しについては、TOPIXをはじめとする主要株価指数に関する基本方針が示されました（図表2）。TOPIXは、新市場区分の上場制度施行日（2022年4月4日）以降も継続して算出され、構成銘柄は、移行先の新市場にかかわらず、同施行日の前営業日（2022年4月1日）時点の銘柄となります。また、流通株式時価総額の一定基準を満たさない銘柄は、TOPIXへの影響度が段階的に引き下げられます。

## 流通株式時価総額に関しTOPIX退出基準も設定、第三次制度改正事項は春以降に公表へ

流通株式時価総額の一定基準を満たさない銘柄とは、2022年4月1日時点で、①2021年6月30日を基準とする「新市場区分における上場維持基準への適合状況の通知」における流通株式時価総額が100億円未満で、かつ、②この①の判定に用いた決算期の翌期末で流通株式時価総額100億円未満の銘柄です。これらは、2022年10月31日から四半期ごとの最終営業日に10段階で構成比率が調整され、2025年1月最終営業日に除外されます。

なお、以上の方針は、まだ確定ではなく、東証は現在、2020年12月25日から2021年2月26日までの期間を設けて、意見募集を行っています。また、新市場区分における上場制度のうち、コーポレートガバナンス・コードの内容や、上場料金などについては、「第三次制度改正事項」として、2021年春以降の公表が予定されています。こちらも公表後、改めて内容を確認します。

■当資料は、情報提供を目的として、三井住友DSアセットマネジメントが作成したものであり、投資勧誘を目的として作成されたもの又は金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。■当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。■当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。■当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。■当資料の内容に関する一切の権利は当社にあります。本資料を投資の目的に使用したり、承認なく複製又は第三者への開示等を行うことを厳に禁じます。■当資料の内容は、当社が行う投資信託および投資顧問契約における運用指図、投資判断とは異なることがありますので、ご了解下さい。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会